

I 標本設計の概要

平成 21 年全国消費実態調査における標本設計の基本的な考え方は前回（平成 16 年）調査までの考え方に準ずる。ただし、単身世帯については寮・寄宿舎調査単位区を廃止し、一方、「全国単身世帯収支実態調査」（概要は 33 ページ）を新設し、両調査を合わせた単身世帯数は前回調査から増加させている。平成 17 年国勢調査の結果によれば、平成 12 年から平成 17 年にかけて、世帯規模に縮小の傾向が見られ、特に、単身世帯の増加が顕著であったこと及び若・中年単身世帯の家計簿調査が困難であることを考慮した。

標本抽出方法などの詳細については、「Ⅲ 標本抽出の方法」（9 ページ）を参照されたい。

1 標本設計の基本方針

世帯規模は年々縮小する傾向にあり、単身世帯の増加が続いている。母集団の世帯構成比では、単身世帯比率の上昇と、二人以上の世帯比率の低下が続いている。その結果、過去の全国消費実態調査の調査世帯構成比は、単身世帯比率が母集団に比べて著しく低くなっている。

平成 21 年全国消費実態調査では、母集団における単身世帯比率の上昇を考慮し、二人以上の世帯と単身世帯の標本の配分を見直すこととした。

国勢調査

調査年	世帯数（単位1,000）			構成比（%）			増加率（年率%）		
	総数	1人	2人以上	総数	1人	2人以上	総数	1人	2人以上
昭和60年	37,980	7,895	30,084	100.0	20.8	79.2	-	-	-
平成2年	40,670	9,390	31,281	100.0	23.1	76.9	1.4	3.8	0.8
平成7年	43,900	11,239	32,661	100.0	25.6	74.4	1.6	3.9	0.9
平成12年	46,782	12,911	33,871	100.0	27.6	72.4	1.3	3.0	0.7
平成17年	49,063	14,457	34,605	100.0	29.5	70.5	1.0	2.4	0.4

全国消費実態調査（※平成21年の数値は、新設の全国単身世帯収支実態調査の調査世帯数を含んでいる。）

調査年	調査世帯数			構成比（%）			増加率（年率%）		
	総数	1人	2人以上	総数	1人	2人以上	総数	1人	2人以上
平成元年	59,092	4,084	55,008	100.0	6.9	93.1	-	-	-
平成6年	59,794	4,690	55,104	100.0	7.8	92.2	0.2	3.0	0.0
平成11年	59,794	5,002	54,792	100.0	8.4	91.6	0.0	1.3	-0.1
平成16年	59,374	5,002	54,372	100.0	8.4	91.6	-0.1	0.0	-0.2
平成21年	58,406	6,002	52,404	100.0	10.3	89.7	-0.3	4.0	-0.7

(1) 二人以上の世帯

ア 調査結果について、次の精度を確保するよう配分する。

(ア) 全国の詳細な世帯属性別結果について、ほぼ前回並みの精度を確保する。

(イ) 都市階級、地方、大都市圏及び都道府県別結果の主要な結果について、前回並みの精度を確保する。ただし、都市階級区分については、市町村合併の進展により、町村数が大幅に減少していることを踏まえ、『小都市B』（人口5万未満の市）と『町

村』を統合する。

(ウ) 都道府県庁所在市及び人口15万以上の市について、前回並みの精度を確保する。

イ 二人以上の世帯の構成比の低下を考慮し、調査世帯数を約2,000削減する。

都市階級区分の変更

《平成21年》

大都市（人口100万以上、政令指定都市及び東京都区部）
中都市（人口15～100万未満）
小都市A（人口5～15万未満）
小都市B・町村



《平成16年》

大都市（人口100万以上、政令指定都市及び東京都区部）
中都市（人口15～100万未満）
小都市A（人口5～15万未満）
小都市B（人口5万未満）
町村

(2) 単身世帯

ア 全国の主要な属性別結果について、ほぼ前回並みの精度を確保する。

イ 前回まで採用してきた一般単身世帯（30人未満の規模の会社等の寮・寄宿舎に居住する単身世帯を含む。）と30人以上の規模の会社等の寮・寄宿舎に居住する単身世帯との標本設計における区別を廃止する。

ウ 調査世帯数を1,000増加し、全体で、6,002世帯とする。このうち4,402世帯を全国消費実態調査の単身調査世帯として調査する。

エ 残る1,600世帯は、新たに設けた「全国単身世帯収支実態調査」で調査する。

2 調査世帯数

調査世帯数は、次のとおりとする。

調査	世帯の別	調査世帯数
平成21年 全国消費実態調査	二人以上の世帯	52,404
	単身世帯	4,402
全国単身世帯収支実態調査	単身世帯	1,600

3 二人以上の世帯の標本設計

市についてはすべての市を調査対象とし、町村については都道府県ごとに標本設計を行い、一部を抽出する。なお、市町村構成は、平成21年1月1日現在のものとする。

市部では、各市の調査単位区（近接する二つの平成17年国勢調査調査区から構成する。）を第1次抽出単位、世帯を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により調査世帯を抽出する。第1次抽出単位である調査単位区の抽出は、人口集中度によって層化を行い、二人以上の世帯数を用いた確率比例抽出とする。

郡部では、町村を第1次抽出単位、調査単位区（同上）を第2次抽出単位、世帯を第3次抽出単位とする層化3段抽出法により調査世帯を抽出する。第1次抽出単位である

町村の抽出は、県内経済圏及び非農林漁家世帯比率によって層化を行い、二人以上の世帯数を用いた確率比例抽出とする。第2次抽出単位である調査単位区の抽出は、市部と同様とする。

4 二人以上の世帯の調査単位区数及び調査世帯数の配分

1 調査単位区の調査世帯数を12世帯とし、それを前提に調査単位区数を決定する。

- (1) 調査世帯数は、各市及び郡部に対して、母集団の二人以上の世帯数に比例して配分することを原則とする。

ただし、母集団の大きい大都市に調査世帯数が偏ると、①調査員確保等の実査上の問題が生ずること、②中小規模の市別の結果精度が維持できなくなることから、大都市の調査世帯数については、抽出率を調整する。

- (2) 各調査市には少なくとも24世帯（2調査単位区）を割り当てる。
- (3) 郡部の調査世帯数は、都道府県を単位として決定する。

1 調査町村の調査世帯数を24世帯（2調査単位区）に固定し、郡部に配分された調査世帯数を24で除して調査町村数を求める。その数に応じて各都道府県内の町村を層化し、原則として各層から1町村抽出する。

5 単身世帯の標本設計

単身世帯の調査世帯は、実査の便宜上、二人以上の世帯の調査単位区から抽出することとする。1調査単位区における調査世帯数は、原則として最大2世帯とする。

4,402世帯を各市及び郡部に対し、母集団の単身世帯数に比例して配分することを原則とする。

ただし、母集団の大きい大都市に調査世帯数が偏ると、①調査員確保等の実査上の問題が生ずること、②中小規模の市別の結果精度が維持できなくなることから、大都市の調査世帯数については、抽出率を調整する。

※ 全国単身世帯収支実態調査の概要については後述する（33ページ）。